

【参考資料】

令和3年第1回奥州市議会定例会
条例議案 新旧対照表

議案第5号	農業集落排水施設を公共下水道に統合するための関係条例の整備に関する条例 (奥州市農業集落排水施設条例 奥州市公共下水道事業受益者分担金条例 奥州市下水道条例)
議案第6号	奥州市部設置条例の一部を改正する条例
議案第7号	奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第8号	奥州市手数料条例の一部を改正する条例
議案第9号	奥州市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例 (奥州市道路占用料徴収条例 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例 奥州市準用河川流水占用料等徴収条例)
議案第10号	奥州市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

奥州市農業集落排水施設条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
別表第 1 （第 3 条関係）			別表第 1 （第 3 条関係）		
名称	終末処理場の位置	処理区域	名称	終末処理場の位置	処理区域
姉体町吹張地区農業 集落排水処理施設	略	略	姉体町吹張地区農業 集落排水処理施設	略	略
			姉体町上島地区農業 集落排水処理施設	奥州市水沢姉体町字伊手 迎265番地 3	水沢姉体町字上島、字殿野起、字伊手迎及び字中島 の一部
略	略	略	略	略	略
白山地区農業集落排 水処理施設	略	略	白山地区農業集落排 水処理施設	略	略
			稲置地区農業集落排 水処理施設	奥州市前沢字道場114番 地 4	前沢字北久保、字中久保、字中村、字道場、字宿、 字八幡、字島、字高畑及び字長檀の一部
略	略	略	略	略	略

奥州市公共下水道事業受益者分担金条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 1・2 略 <u>（農業集落排水施設を公共下水道に統合する場合の特例）</u> 3 <u>農業集落排水施設を公共下水道に統合する場合において、その日の前日までに奥州市農業集落排水事業分担金条例（平成18年奥州市条例第285号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（公共下水道に統合される農業集落排水施設の排水区域内（次項において「統合区域内」という。）においてなされたものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、農業集落排水施設を公共下水道に統合する日の前日までに奥州市農業集落排水事業分担金条例の規定により定めた分担金（統合区域内において賦課されたものに限る。）の徴収については、同条例の規定を適用する。</u>	附 則 1・2 略

奥州市下水道条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 1 ～ 3 略 <u>（農業集落排水施設を公共下水道に統合する場合の特例）</u> <u>4 農業集落排水施設を公共下水道に統合する場合において、その日の前日までに奥州市農業集落排水施設条例（平成18年奥州市条例第284号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（公共下水道に統合される農業集落排水施設の処理区域内においてなされたものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</u>	附 則 1 ～ 3 略

奥州市部設置条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6)略 (7) 福祉部 ア～ウ 略 <u>エ アからウまでに掲げるもののほか、社会保障（他部の所管に属するものを除く。）に関する</u> <u>こと。</u> (8) 健康こども部 ア～エ 略 <u>オ 地域医療に関すること。</u> (9)・(10)略	(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6)略 (7) 福祉部 ア～ウ 略 <u>エ 地域医療に関すること。</u> <u>オ アからエまでに掲げるもののほか、社会保障（他部の所管に属するものを除く。）に関する</u> <u>こと。</u> (8) 健康こども部 ア～エ 略 (9)・(10)略

奥州市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.5</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万9,800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>1万9,800円</u> (2)・(3)略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,800円</u>とする。	(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.1</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万4,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>1万8,000円</u> (2)・(3)略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,600円</u>とする。

改 正 後			現 行		
別表第 1 (第 2 条関係)			別表第 1 (第 2 条関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
18の6 低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び次項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）の住戸 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあっては、5,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内の場合 7万円（認定基準に適合する場合にあっては、1万円） (ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内の場合 9万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万6,000円） イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）<u>設計一次エネルギー消費量（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギー</u>	18の6 低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第54条第2項の規定による申出を行う場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び次項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）の住戸 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあっては、5,000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内の場合 7万円（認定基準に適合する場合にあっては、1万円） (ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内の場合 9万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万6,000円） イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）<u>ア(ア)から(ウ)までに定める額（設計一次エネルギー消費量を、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能</u>

改 正 後				現 行			
			<u>の使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下この項において「告示」という。）Ⅰの第2の2の2－1に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項、18の11の項及び18の13の項において同じ。）を告示Ⅰの第2の2の2－3(2)イに定める数値とする場合は(1)ア(7)から(ウ)までに定める額に次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）の床面積（(7)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額、設計一次エネルギー消費量を告示Ⅰの第2の2の2－3(2)ロに定める数値とする場合は(1)ア(7)から(ウ)までに定める額</u> (7) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 10万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万円） (イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円） ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。） (7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（認定基準に適合する場合にあっては、1万円）</u> a 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成			<u>に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第2の2－3(2)イに掲げる式により算定した数値とする場合は、当該額に次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）の床面積（(7)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額）</u> (7) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以内の場合 10万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万円） (イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円） ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。） (7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 23万9,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万円）	

改 正 後			現 行		
		27年法律第53号。以下この項、18の8の項、18の9の項及び18の11の項から18の13の項までにおいて「建築物省エネ法」という。) 第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項及び18の8の項から18の13の項までにおいて同じ。) が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び18の8の項から18の13の項までにおいて「省令」という。) 第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 23万9,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 9万6,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 29万7,000円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 12万円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額(認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 38万円 b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの			(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 38万円(認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円)

改 正 後			現 行		
		<u>としてされた認定申請 15万6,000円</u> エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 (7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (認定基準に適合する場合にあっては、1万円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの <u>としてされた認定申請 10万9,000円</u> b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの <u>としてされた認定申請 4万8,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (認定基準に適合する場合にあっては、1万7,000円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの <u>としてされた認定申請 13万8,000円</u> b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの <u>としてされた認定申請 6万3,000円</u> (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円) a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの <u>としてされた認定申請 17万9,000円</u> b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの			エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 (7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 <u>10万9,000円</u> (認定基準に適合する場合にあっては、1万円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 <u>17万9,000円</u> (認定基準に適合する場合にあっては、2万7,000円)

改 正 後			現 行		
		としてされた認定申請 8万4,000円 オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） <u>(1)ア(ア)から(ウ)まで並びに(1)イ(ア)及び(イ)に定める額を合算した額に、(1)ウ(ア)から(ウ)まで</u>（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び次項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては、<u>(1)エ(ア)から(ウ)まで</u>）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>(1)ウ(ア)から(ウ)まで</u>（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、<u>(1)エ(ア)から(ウ)まで</u>）に定める額を加算した額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額			オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） <u>ア(ア)から(ウ)まで並びにイ(ア)及び(イ)に定める額を合算した額に、ウ(ア)及び(イ)</u>（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び次項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては、<u>エ(ア)及び(イ)</u>）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>ウ(ア)及び(イ)</u>（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、<u>エ(ア)及び(イ)</u>）に定める額を加算した額 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額
18の7 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう<u>申し出る</u>場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 <u>備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定</u>	18の7 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう<u>申出を行う</u>場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ

改 正 後				現 行			
			める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額 イ 共同住宅等の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） <u>備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積並びに同項(1)イ(イ)及び(イ)に定める共用部分床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで並びにイ(イ)及び(イ)に定める額</u> ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。） <u>備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(ウ)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ウ)から(ウ)までに定める額</u> エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 <u>備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)エ(エ)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(エ)から(ウ)までに定める額</u> オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） <u>備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積、同項(1)イ(イ)及び(イ)に定める共用部分床面積並びに同項(1)ウ(ウ)から(ウ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(1)エ(エ)から(ウ)までに定める床面積の合計（同項(1)ウ(ウ)から(ウ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあっては、</u>			同項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める額 イ 共同住宅等の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積並びに同項(1)イ(イ)及び(イ)に定める共用部分床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで並びにイ(イ)及び(イ)に定める額 ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物を除く。） <u>前項(1)ウ(ウ)及び(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ウ)及び(イ)に定める額</u> エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 <u>前項(1)エ(エ)及び(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(エ)及び(イ)に定める額</u> オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 前項(1)ア(ア)から(ウ)までに定める床面積、同項(1)イ(イ)及び(イ)に定める共用部分床面積並びに同項(1)ウ(ウ)及び(イ)（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、<u>同項(1)エ(エ)及び(イ)に定める床面積（同項(1)ウ(ウ)及び(イ)に定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除い</u>	

改 正 後				現 行			
			ては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで、イ(ア)及び(イ)並びにウ(ア)から(ウ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(ウ)まで)に定める額を合算した額 (2)次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額				た部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ウ)まで、イ(ア)及び(イ)並びにウ(ア)及び(イ)(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)及び(イ)に定める額を合算した額 (2)次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額
18の8 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 特定建築物(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。)のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画	ア 特定建築物の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)の合計が1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円 イ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円				
		(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消					

改 正 後			現 行		
		<u>費性能確保計画</u> <u>ア 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内の場合 12万3,000円</u> <u>イ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 16万1,000円</u>			
18の9 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(1)に定める額 (2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 備考1第2号の規定により算定した面積の前項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額			
18の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 備考1第2号の規定により算定した面積の18の8の項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(1)に定める額 (2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 備考1第2号の規定により算定した面積の18の8の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額			
18の11 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額）	18の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を行う場合においては、(2)に定める額を加算した額）

改 正 後			現 行		
認定の申請に対する審査	手数料	(1) 建築物 1 棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下<u>この項から18の13の項まで</u>において同じ。）又は住宅・非住宅複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第 1 項に規定する住宅部分をいう。以下<u>この項から18の13の項まで</u>において同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下<u>この項から18の13の項まで</u>において同じ。）を除く。）をいう。以下<u>この項から18の13の項まで</u>において同じ。）の住宅部分 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3 万8, 000円（市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第35条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認める場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあっては、6, 000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 4 万3, 000円（認定基準に適合する場合にあっては、6, 000円） イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 (ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第12条第 2 項第 2 号の数値とする場合は、共用部分（省令第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。以下この項及び18の13の項(4)において同じ。）の床面積を除く。(イ)において同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 7 万7, 000円（認定基準に適合する場合にあっては、1 万1, 000円） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2, 000	<u>項から18の10の項まで</u>において「建築物省エネ法」という。）第29条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 手数料	(1) 建築物 1 棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下<u>この項から18の10の項まで</u>において同じ。）又は住宅・非住宅複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第 1 項に規定する住宅部分をいう。以下<u>この項から18の10の項まで</u>において同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下<u>この項から18の10の項まで</u>において同じ。）を除く。）をいう。以下<u>この項から18の10の項まで</u>において同じ。）の住宅部分 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3 万8, 000円（市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認める場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあっては、6, 000円） (イ) 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 4 万3, 000円（認定基準に適合する場合にあっては、6, 000円） イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分<u>の場合</u> (ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この項から18の10の項までにおいて「省令」という。）第 4 条第 3 項第 2 号に掲げる数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。<u>(イ)において同じ。）</u>の合計が300平方メートル以内の場合 7 万7, 000円（認定基準に適合する場合にあっては、1 万1, 000円） (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2, 000	

改 正 後			現 行		
		平方メートル以内の場合 12万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (7) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。（イ）及び(ウ)において同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 25万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万9,000円）</u> <u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円）</u> エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 9万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000</u>			平方メートル以内の場合 12万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（<u>建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。</u>）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能（<u>建築物省エネ法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。</u>）が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 25万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円）</u> エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） (7) 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 9万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）

改 正 後			現 行		
		平方メートル以内の場合 12万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万9,000円） <u>(ウ)</u> 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 16万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円） オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 (1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)イ(ア)又は(イ)に定める額（一戸建てであるものにあつては、(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア(ア)又は(イ)に定める額） (イ) 非住宅部分 (1)ウ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(ウ)までに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(ア)から(ウ)までに定める額） (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額			<u>(イ)</u> 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 16万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円） オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 (1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)イ(ア)又は(イ)に定める額（一戸建てであるものにあつては、(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア(ア)又は(イ)に定める額） (イ) 非住宅部分 (1)ウ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)又は(イ)に定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(ア)又は(イ)に定める額） (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額
18の12 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それ	18の9 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出を行う場合においては、(2)に定める額を加算した額） (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それ

改 正 後				現 行			
			それぞれに定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分 <u>備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の前項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)に定める額</u> イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 <u>備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の前項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額</u> ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第 1 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） <u>備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(ウ)までに定める額</u> エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） <u>備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の前項(1)エ(ア)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(ウ)までに定める額</u> オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 <u>備考 1 第 2 号の規定により算定した面積の前項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額（一戸建てであるものにあつて</u>				それぞれに定める額 ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分 前項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)に定める額 イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 前項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額 ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第 1 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） <u>前項(1)ウ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)又は(イ)に定める額</u> エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） <u>前項(1)エ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)又は(イ)に定める額</u> オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 前項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額（一戸建てであるものにあつては、前項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合

改 正 後			現 行			
		は、前項(1)ア(7)又は(4)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(7)又は(4)に定める額) (イ) 非住宅部分 <u>備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)ウ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(7)から(ウ)までに定める額</u>（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、<u>備考1第2号の規定により算定した面積の前項(1)エ(7)から(ウ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(7)から(ウ)までに定める額</u>） (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額			計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(7)又は(4)に定める額) (イ) 非住宅部分 <u>前項(1)ウ(7)又は(4)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(7)又は(4)に定める額</u>（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、<u>前項(1)エ(7)又は(4)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(7)又は(4)に定める額</u>） (2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 6の項に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額	
<u>18の13</u> 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	認定申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万8,000円（市長が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合すると認めた場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあつては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 4万3,000円（認定基準に適合する場合にあつては、6,000円）		<u>18の10</u> 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	認定申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 3万8,000円（市長が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合すると認めた場合（以下この項において「認定基準に適合する場合」という。）にあつては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 4万3,000円（認定基準に適合する場合にあつては、6,000円）

改 正 後			現 行		
		(2) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 2万円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円） (3) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 2万円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円） (4) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 12万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） (5) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性			(2) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 2万円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円） (3) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内の場合 2万円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超える場合 2万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、6,000円） (4) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 7万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 12万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） (5) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性

改 正 後			現 行		
		能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 3万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 6万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） (6) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 3万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 6万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） (7) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) ア 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 25万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円（認定基準に</u>			能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 3万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 6万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） (6) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合は、共用部分を除いた床面積。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内の場合 3万7,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 6万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、2万3,000円） (7) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) ア 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 25万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円）

改 正 後			現 行		
		<u>適合する場合にあっては、1万9,000円)</u> ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</u> 40万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円） (8) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 9万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</u> 12万3,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万9,000円) ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</u> 16万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円） (9) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。） 次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額 ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の<u>区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(3)ア又はイに定める額)</u> イ 非住宅部分 <u>(7)アからウまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)アからウまでに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が</u>			イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円） (8) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が300平方メートル以内の場合 9万6,000円（認定基準に適合する場合にあっては、1万1,000円） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 16万1,000円（認定基準に適合する場合にあっては、3万円） (9) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。） 次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額 ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の<u>区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額)</u> イ 非住宅部分 <u>(7)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)ア又はイに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第</u>

改 正 後			現 行		
		省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、 <u>(8)アからウまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(8)アからウまでに定める額</u> (10)住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額 ア 住宅部分 (4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、 <u>(5)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)ア又はイに定める額</u> ） イ 非住宅部分 (9)イに定める額			1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、 <u>(8)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(8)ア又はイに定める額</u> (10)住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額 ア 住宅部分 (4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、 <u>(6)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)ア又はイに定める額</u> ） イ 非住宅部分 (9)イに定める額
略	略	略	略	略	略
備考			備考		
<u>1 6の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</u> (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 (2)～(4)略 2・3 略			<u>1 6の項及び18の4の項から18の10の項までの「床面積」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める面積をいう。</u> (1) 建築物 <u>(18の4の項から18の9の項までにあつては、それぞれに規定する計画に係る建築物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。)</u> を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 (2)～(4)略 2・3 略		

改 正 後				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年当たり	<u>480円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年当たり	<u>370円</u>
	第2種電柱		<u>730円</u>		第2種電柱		<u>560円</u>
	第3種電柱		<u>980円</u>		第3種電柱		<u>760円</u>
	第1種電話柱		<u>420円</u>		第1種電話柱		<u>330円</u>
	第2種電話柱		<u>680円</u>		第2種電話柱		<u>520円</u>
	第3種電話柱		<u>930円</u>		第3種電話柱		<u>720円</u>
	その他の柱類		<u>42円</u>		その他の柱類		<u>33円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年当たり	<u>4円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年当たり	<u>3円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>3円</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>2円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年当たり	<u>420円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年当たり	<u>320円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>250円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>200円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年当たり	<u>850円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年当たり	<u>660円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>280円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>830円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>860円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>850円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>660円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年当たり	<u>18円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年当たり	<u>14円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>25円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>20円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>38円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>30円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>51円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>39円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未		<u>76円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未		<u>59円</u>

改 正 後					現 行				
		満のもの				満のもの			
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>100円</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>79円</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>180円</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>140円</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>250円</u>	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>200円</u>
		外径が1メートル以上のもの			<u>510円</u>	外径が1メートル以上のもの			<u>390円</u>
		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>850円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年当たり
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			<u>420円</u>	上空に設ける通路			<u>430円</u>	
	地下に設ける通路			<u>250円</u>	地下に設ける通路			<u>260円</u>	
	その他のもの			<u>850円</u>	その他のもの			<u>660円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日当たり	<u>8円</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日当たり	<u>9円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>86円</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>86円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>830円</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>860円</u>
	標識		1本につき1年当たり	<u>680円</u>	標識		1本につき1年当たり	<u>520円</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他	1本につき1日当	<u>8円</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他	1本につき1日当	<u>9円</u>	

改 正 後					現 行					
			の催しに際し、一時的に設けるもの	たり				の催しに際し、一時的に設けるもの	たり	
			その他のもの	1本につき1月当たり	<u>83円</u>			その他のもの	1本につき1月当たり	<u>86円</u>
		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	<u>8円</u>		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	<u>9円</u>
			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>86円</u>
	アーチ	車道を横断するものの	1基につき1月当たり	<u>830円</u>	アーチ	車道を横断するものの	1基につき1月当たり	<u>860円</u>		
				その他のもの				<u>420円</u>	その他のもの	<u>430円</u>
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>850円</u>	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>660円</u>
	政令第7条第3号に掲げる施設				<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>	政令第7条第3号に掲げる施設				<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>86円</u>
	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>85円</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>66円</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	Aに0.019を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>		上空に設けるもの			<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	その他のもの			<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>		その他のもの			<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>	
	政令第7条第	建築物		Aに0.019を乗		政令第7条第	建築物		Aに0.019を乗	

改 正 後				現 行			
9 号に掲げる施設			じて得た額	9 号に掲げる施設			じて得た額
	その他のもの		<u>A に 0.013 を 乗じて得た額</u>		その他のもの		<u>A に 0.014 を 乗じて得た額</u>
政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.019 を 乗じて得た額	政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.019 を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		<u>A に 0.023 を 乗じて得た額</u>		上空に設けるもの		<u>A に 0.024 を 乗じて得た額</u>
	その他のもの		<u>A に 0.033 を 乗じて得た額</u>		その他のもの		<u>A に 0.034 を 乗じて得た額</u>
政令第 7 条第12号に掲げる器具			<u>A に 0.033 を 乗じて得た額</u>	政令第 7 条第12号に掲げる器具			<u>A に 0.034 を 乗じて得た額</u>
備考 略				備考 略			

改 正 後				現 行			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
1 占用料				1 占用料			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
柱類	第1種電柱	1本につき1年当たり	<u>480円</u>	柱類	第1種電柱	1本につき1年当たり	<u>370円</u>
	第2種電柱		<u>730円</u>		第2種電柱		<u>560円</u>
	第3種電柱		<u>980円</u>		第3種電柱		<u>760円</u>
	第1種電話柱		<u>420円</u>		第1種電話柱		<u>330円</u>
	第2種電話柱		<u>680円</u>		第2種電話柱		<u>520円</u>
	第3種電話柱		<u>930円</u>		第3種電話柱		<u>720円</u>
	その他の柱類		<u>42円</u>		その他柱類		<u>33円</u>
線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年当たり	<u>4円</u>	線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年当たり	<u>3円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>3円</u>		地下電線その他地下に設ける線類		<u>2円</u>
変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年当たり	<u>420円</u>	変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年当たり	<u>320円</u>
	地下に設ける変圧器		<u>250円</u>		地下に設ける変圧器		<u>200円</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年当たり	<u>850円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年当たり	<u>660円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱		たり	<u>360円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		たり	<u>280円</u>
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>830円</u>	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>860円</u>
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>850円</u>	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>660円</u>
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年当たり	<u>18円</u>	管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年当たり	<u>14円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>25円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>20円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>38円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>30円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>51円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>39円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未		<u>76円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未		<u>59円</u>

改 正 後					現 行				
		満のもの				満のもの			
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>79円</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>140円</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>200円</u>
		外径が1メートル以上のもの				外径が1メートル以上のもの			<u>390円</u>
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>850円</u>	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>660円</u>
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			<u>420円</u>	上空に設ける通路			<u>430円</u>	
	地下に設ける通路			<u>250円</u>	地下に設ける通路			<u>260円</u>	
	その他のもの			<u>850円</u>	その他のもの			<u>660円</u>	
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日当たり	<u>8円</u>	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日当たり	<u>9円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>86円</u>
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>86円</u>	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>830円</u>		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>860円</u>	
	標識		1本につき1年当たり	<u>680円</u>	標識		1本につき1年当たり	<u>520円</u>	

改 正 後					現 行						
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	<u>8円</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日当たり	<u>9円</u>			
		その他のもの	1本につき1月当たり	<u>83円</u>		その他のもの	1本につき1月当たり	<u>86円</u>			
	幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	<u>8円</u>	幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日当たり	<u>9円</u>			
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>86円</u>			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月当たり	<u>830円</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月当たり	<u>860円</u>			
		その他のもの		<u>420円</u>		その他のもの		<u>430円</u>			
	太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>850円</u>	太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年当たり	<u>660円</u>	
	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設				<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設				<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設			占用面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>83円</u>	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設			占用面積1平方メートルにつき1月当たり	<u>86円</u>		
土石、竹木、瓦その他の工事用材料					土石、竹木、瓦その他の工事用材料						
防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物				<u>85円</u>	防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号に規定する防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物				<u>66円</u>		
都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発					都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発						

改 正 後				現 行			
事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設				事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設			
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年当たり	Aに0.019を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年当たり	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具				Aに0.033を乗じて得た額	道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具		
2 流水占用料				2 流水占用料			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
鉱業、建設業、製造業、卸売業若しくは小売業、金融業若しくは保険業、 <u>不動産業</u> 、運輸通信業、電気、ガス、水道若しくは熱供給業又はサービス業のための流水占用		最大取水量毎秒1リットルにつき1年当たり	<u>3,200円</u>	鉱業、建設業、製造業、卸売業若しくは小売業、金融業若しくは保険業、運輸通信業、電気、ガス、水道若しくは熱供給業又はサービス業のための流水占用		最大取水量毎秒1リットルにつき1年当たり	<u>3,140円</u>
前項以外のための流水占用		最大取水量毎秒1リットルにつき1年当たり	<u>1,610円</u>	前項以外のための流水占用		最大取水量毎秒1リットルにつき1年当たり	<u>1,580円</u>
3 産出物の採取料				3 産出物の採取料			
種別		単位	金額	種別		単位	金額
土砂		1立方メートルま	60円	土砂		1立方メートルま	60円

改 正 後			現 行		
砂	でごと	<u>100円</u>		でごと	
砂利		150円	砂利		150円
切り込み砂利		120円	切り込み砂利		120円
栗石（径15センチメートル未満の土石をいう。）		180円	栗石（径15センチメートル未満の土石をいう。）		180円
玉石（径15センチメートル以上60センチメートル未満の土石をいう。）		210円	玉石（径15センチメートル以上60センチメートル未満の土石をいう。）		210円
略	略	略	略	略	略
栗石、玉石又は転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの	1 立方メートルまでごと	<u>2,310円</u>	栗石、玉石又は転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの	1 立方メートルまでごと	<u>2,270円</u>
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

改 正 後			現 行		
別表第 1（第 2 条関係） 流水占用料			別表第 1（第 2 条関係） 流水占用料		
区分		額（1 年につき）	区分		額（1 年につき）
鉱業、建設業、製造業、卸売業・小売業、金融・保険業、 <u>不動産業</u> 、運輸通信業、電気・ガス・熱供給・水道業又はサービス業のための流水占用（水力による発電のための流水占用を除く。）		最大取水量毎秒 1 リットルにつき <u>3,200円</u>	鉱業、建設業、製造業、卸売業・小売業、金融・保険業、 <u>運輸通信業</u> 、電気・ガス・熱供給・水道業又はサービス業のための流水占用（水力による発電のための流水占用を除く。）		最大取水量毎秒 1 リットルにつき <u>3,140円</u>
前項以外のための流水占用（水力による発電のための流水占用を除く。）		最大取水量毎秒 1 リットルにつき <u>1,610円</u>	前項以外のための流水占用（水力による発電のための流水占用を除く。）		最大取水量毎秒 1 リットルにつき <u>1,580円</u>
別表第 2（第 2 条関係） 水力による発電のための流水占用料			別表第 2（第 2 条関係） 水力による発電のための流水占用料		
発電所の区分		額（1 年につき）	発電所の区分		額（1 年につき）
揚水式発電 所以外の発電 電所	1 (1) 昭和40年10月 1 日以後に発電（設備 の点検のためにするものを除く。以下 この表において同じ。）を開始した発電 電所 (2) 昭和40年 9 月30日以前に発電を開始 した後に設備の増設をし、昭和40年10 月 1 日以後に当該増設に係る設備又は その部分を使用して行う発電を開始し た発電所（増設以後の理論水力につい てこの項に掲げる式により算出した額 が、増設前の理論水力について 2 に掲 げる式により算出した額に満たないも のを除く。）	次の式により計算した額に <u>100分の 110</u> を乗じて得た額 $1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times$ (最大理論水力－常時理論水力)	揚水式発電 所以外の発電 電所	1 (1) 昭和40年10月 1 日以後に発電（設備 の点検のためにするものを除く。以下 この表において同じ。）を開始した発電 電所 (2) 昭和40年 9 月30日以前に発電を開始 した後に設備の増設をし、昭和40年10 月 1 日以後に当該増設に係る設備又は その部分を使用して行う発電を開始し た発電所（増設以後の理論水力につい てこの項に掲げる式により算出した額 が、増設前の理論水力について 2 に掲 げる式により算出した額に満たないも のを除く。）	次の式により計算した額に <u>100分の 105</u> を乗じて得た額 $1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times$ (最大理論水力－常時理論水力)
	2 1 に掲げる発電所以外の発電所	次の式により計算した額に <u>100分の 110</u> を乗じて得た額 $1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times$ (最大理論水力－常時理論水力)		2 1 に掲げる発電所以外の発電所	次の式により計算した額に <u>100分の 105</u> を乗じて得た額 $1,976円 \times 常時理論水力 + 988円 \times$ (最大理論水力－常時理論水力)
揚水式発電 所	3 (1) 昭和48年 4 月 1 日以降に発電を開始 した発電所	次の式により計算した額に <u>100分の 110</u> を乗じて得た額 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times$	揚水式発電 所	3 (1) 昭和48年 4 月 1 日以降に発電を開始 した発電所	次の式により計算した額に <u>100分の 105</u> を乗じて得た額 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times$

改 正 後				現 行			
	(2) 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和48年4月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（次に掲げるものを除く。） ア 昭和40年9月30日以前において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力について5に掲げる式により算出した額に満たないもの イ 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力について4に掲げる式により算出した額に満たないもの	(最大理論水力－常時理論水力) } ×補正係数 a			(2) 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和48年4月1日以後に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（次に掲げるものを除く。） ア 昭和40年9月30日以前において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力について5に掲げる式により算出した額に満たないもの イ 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力について4に掲げる式により算出した額に満たないもの	(最大理論水力－常時理論水力) } ×補正係数 a	
	4 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所（3(2)に掲げるものを除く。）	次の式により計算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額 {1,976円×常時理論水力+436円× (最大理論水力－常時理論水力) } ×補正係数 b			4 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所（3(2)に掲げるものを除く。）	次の式により計算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額 {1,976円×常時理論水力+436円× (最大理論水力－常時理論水力) } ×補正係数 b	
	5 3及び4に掲げる発電所以外の発電所	次の式により計算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額 {1,976円×常時理論水力+988円× (最大理論水力－常時理論水力) } ×補正係数 b			5 3及び4に掲げる発電所以外の発電所	次の式により計算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額 {1,976円×常時理論水力+988円× (最大理論水力－常時理論水力) } ×補正係数 b	

備考 略

備考 略

別表第4（第2条関係）

河川産出物採取料

種別	単位	額
略	略	略
栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの	1立方メートルまでごとに	<u>2,310円</u>
略	略	略

別表第4（第2条関係）

河川産出物採取料

種別	単位	額
略	略	略
栗石、玉石及び転石のうち墓石用、庭石用、工芸品用等特殊な用に供するもの	1立方メートルまでごとに	<u>2,270円</u>
略	略	略

改

正

後

奥州市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第 3 条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
1 <u>本杉工業団地、塔ヶ崎工業団地、前沢インター工業団地、広表工業団地、胆沢東部工業団地、胆沢東南部工業団地、日向工業団地、前沢字本杉地区、前沢字五合田地区、前沢向田一丁目地区、前沢向田二丁目地区、前沢字高畑地区及び前沢字田中地区のうち、法第 4 条第 6 項の規定による同意を得た同条第 1 項の基本計画（法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更があったときは、変更後の基本計画。以下「同意基本計画」という。）において法第 9 条第 1 項に規定する工場立地特例対象区域（以下「工場立地特例対象区域」という。）として指定された区域</u>	<u>100分の 5 以上</u>	<u>100分の10以上</u>
2 <u>江刺中核工業団地及び江刺フロンティアパークのうち、同意基本計画において工場立地特例対象区域として指定された区域</u>	<u>100分の 1 以上</u>	<u>100分の 1 以上</u>

(既存工場等に係る面積の算定)

第 4 条 次項に定める場合を除き、昭和49年 6 月28日に設置されている、又は設置のための工事が行われている工場立地法第 6 条第 1 項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が前条の表 1 の項に掲げる区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施

現

行

奥州市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第 1 項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第 3 条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
<u>本杉工業団地、塔ヶ崎工業団地、前沢インター工業団地、広表工業団地、胆沢東部工業団地、胆沢東南部工業団地及び日向工業団地の区域</u>	<u>100分の10以上</u>	<u>100分の15以上</u>
<u>江刺中核工業団地及び江刺フロンティアパークの区域</u>	<u>100分の 1 以上</u>	<u>100分の 1 以上</u>

改 正 後	現 行
<u>設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、それぞれ工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考1第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、法準則備考1第2号中「0.2」とあるのは「0.05」と、法準則備考1第3号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。</u> <u>2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が前条の表1の項に掲げる区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、法準則備考3第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、法準則備考3第1号中「0.2」とあるのは「0.05」と、法準則備考3第2号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。</u> <u>3 前2項の規定は、既存工場等が前条の表2の項の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、第1項及び前項中「1の項」とあるのは「2の項」と、「とあるのは「0.05」と」とあるのは「とあり」と、「「0.1」とあるのは「、「0.01」と読み替えるものとする。</u>	